

平成29年

目黒区教育委員会

第17回定例会会議録

(平成29年5月9日開催)

第17回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成29年5月9日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	中山 ひとみ
	教育委員会委員	木村 肇
	教育委員会委員	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	後藤 幸子

出席職員	教育次長	野口 晃
	教育政策課長	山野井 司
	学校統合推進課長	増田 武
	学校運営課長	村上 隆章
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	田中 浩
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾 千英
	統括指導主事	古舘 秀樹
	生涯学習課長	馬場 和昭
	八雲中央図書館長	石松 千明

書記		小野塚 幸隆
		山東 隆博

(議事日程)

日程第 1	報告事項	目黒区立学校教科用図書調査研究委員会委員の委 嘱について
日程第 2	議案第 2 5 号	目黒区立小学校・中学校教科用図書採択基本方針 の改定について
日程第 3	報告事項	小学校の通学路における防犯カメラ設置の完了に ついて
日程第 4	報告事項	目黒区・東城区・中浪区との三区間スポーツ交流 事業及び日中友好交流都市中学生卓球交歓大会に ついて
日程第 5	報告事項	平成 2 8 年度目黒区立学校におけるいじめの状況 について
日程第 6	報告事項	平成 2 8 年度目黒区立学校における体罰等の実態 把握調査の結果について
日程第 7	報告事項	平成 2 9 年度目黒区教職員等の配置状況について
日程第 8	報告事項	平成 2 8 ・ 2 9 年度青少年委員の欠員補充にかか る委嘱について
日程第 9	報告事項	目黒区めぐろ歴史資料館の臨時休館について
日程第 1 0	報告事項	インフルエンザによる学級閉鎖等の状況について

資料配布

- ・学校統合推進課だより（南部・西部地区版）N o . 1 7
- ・「目黒区立小学校の英語教育」
- ・平成 2 9 年度研究指定校等の状況について（訂正）

(午前9時30分開会)

- 教育長 第17回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員です。  
それでは、日程第1を議題とします。  
この案件は人事案件ですので、目黒区教育委員会会議規則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、非公開で審議することを発議します。  
それでは、同条第2項の規定に基づき、討論を行うことなしに直ちに可否を諮ります。非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成でございますので、それでは、日程第1については、非公開で審議することとします。

(午前9時31分、非公開会議入る。)

(午前9時36分、非公開会議終わる。)

- 教育長 ここからは会議を公開とします。  
ただいま、傍聴の申請がありましたのでお諮りします。傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

- 教育長 それでは、傍聴を許可することといたします。  
なお、以後の傍聴の申請はその都度許可することとし、委員の皆様にはお伝えすることはありません。  
それでは、日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第25号 目黒区立小学校・中学校教科用図書採択基本方針の改定について)

- 説明員 (資料により説明)

○教育長           この件についてご質問等はございますか。  
特にないようですので、採決を行います。  
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○教育長           全員賛成ですので、議案第25号は原案どおり可決します。  
次に日程第3を議題とします。

(日程第3        小学校の通学路における防犯カメラ設置の完了について(報告  
事項))

○説明員           (資料により説明)

○教育長           この件についてご質問等はございますか。

○委員           防犯カメラの設置が完了したということですが、こちらを実際  
活用されたというケースがあったかということと、近隣の方から  
何かその件に関して質問や意見等があったか伺います。

○説明員           このカメラのデータの活用につきましては、警察から捜査の関  
係で情報提供していただきたいという要請に基づいて、情報提供  
しているところでございます。

それから、近隣には各学校への設置の段階で説明会を催しまし  
て、画角についても説明をしていますので、特に設置した後、質  
問や意見は、いただいている状況です。

○委員           防犯カメラの一番の役目は、ここでそういう監視活動が行われ  
ているということを知らしめることが大事だと思うのですが、こ  
こに書いてある防犯カメラ作動中と、電柱に書いてある標識は目  
立つものなののでしょうか。また録画されたものは、どのくらいの  
保存期間があるのでしょうか。

○説明員           1点目でございますけれども、各カメラ、東京電力あるいはN  
T Tの電柱をお借りして、上に共架をしています。そのカメラを  
設置していることは、区の要綱に基づきまして区民に知らしめる、  
あるいは抑止力を高める意味で、「防犯カメラ設置作動中」と、  
目黒区教育委員会と目黒・碑文谷の警察署の連名で記載をして、  
誰にもわかりやすく掲示をしているところで、それも一定の抑止  
力にはなるというように理解しています。

データにつきましては、SDカードが入っていますが、1週間

分程度のデータを保存できる形になっています。

- 教育長 1点目の答えは、目立つかどうかというところはどうですか。
- 説明員 電柱に比較的大きな形で掲示していますので、皆さんの目に入るかと思えます。
- 教育長 その他ご質問等ございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 目黒区・東城区・中浪区との三区間スポーツ交流事業及び日中友好交流都市中学生卓球交歓大会について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございますか。
- 委員 中学生が近隣国と友好関係を結ぶということは、とてもいいことだと思います。選手がバスケットは12人、卓球は2人ということですがけれども、これはどういう基準で選ばれたのでしょうか。
- 説明員 バスケットボールにつきましては、昨年度、職員が東城区を訪問させていただいたときに、三者で協議させていただいた内容ですけれども、一つは天候に左右されない種目であるということ。それから、参加人数等も比較的コンパクトにおさまるようなスポーツであるということ、バスケットボールとなりました。
- それから、中学生として非常にスポーツに集中できる2年生ということで協議をさせていただいて、合意をしたところです。
- それから、卓球の交歓大会につきましては、これは卓球協会の中で選出をして、各区市からも推薦をしているところですがけれども、目黒区の割り当てが2人になったということだと捉えております。
- 委員 その中で、目黒区としてどういう基準で選手を選んだのでしょうか。
- 説明員 バスケットボールに関しましては、これから保護者、生徒に案内をさせていただきます。その中で、まず申請があった方の中から、実際に12人を選出していくということで、なるべく多くの学校の生徒を、それから選手団としてふさわしい実力、バスケットボールの場合はポジションがございますので、ポジションとの兼ね合い、学校との兼ね合い、実力との兼ね合い。それから、申請していただけるかどうかということで、部員数も区全体で60

人程度ですので、その中から今申し上げた基準で、総合的に選手を選出していきたいと考えております。

卓球は、目黒区中学校体育連盟を通して卓球の顧問に相談があって、区内の中で最も実力がある子どもに声をかけていったということです。

- 教育長            その他ご質問等ございますか。  
                         特にないようですのでこの報告を受けました。  
                         次に日程第5を議題とします。

(日程第5        平成28年度目黒区立学校におけるいじめの状況について(報告事項))

- 説明員            (資料により説明)
- 教育長            この件についてご質問等はございますか。
- 委員                質問になりますが、いじめが解消しているものと一定の解消が図られたが解消に向けて取組み中というものがあります。これらの2つの判断材料について、説明できるものがありましたらお願いいたします。
- 説明員            一定の解消が図られたものに関しましては、いじめの行為そのものが既に発生していないというところで判断しています。解消に向けて取組み中につきましては、一つは行為そのものがまだあるということ、それから、不登校等でなかなか解決に至っていないというものを解消に向けて取組み中という判断させていただいております。
- なお、いじめが解消しているものということに関しましての定義が昨年度末、文部科学省から提案されまして、3カ月以上その行為が続いていないということと、それから本人が既にもういじめを受けていないと判断しているもの、ということですので、当区としても今後、その解消に向けた一定の協議をする中で、決めていきたいと思っているところでございます。
- 委員                2ページのところで、いじめ発見の端緒が、本人からと他の児童生徒からの情報が今年は増えたということで、主体的な自分からの訴えが増えたということでしたが、その理由として考えられることは何かあるのでしょうか。また、1ページに戻っていただいて、パソコンや携帯電話のLINE等での誹謗中傷というところが中学校で1件というのは、少ないなという実感です。

○説明員 本人及びその生徒からの訴えということに関しましては、日ごろからの言語活動、これを充実することによって、自分の考えを持つこと、それから自分の考えを伝えることとということを授業の中でも重要視していくということを各学校に呼びかけておりますので、学校でもそういった指導をしていることが理由の一つと考えています。

それから、いじめの防止のチラシを12月の子ども会議にあわせて配布させていただいていますが、そのチラシの中に、まず大人に相談しようとか、相談機関に相談しようということを繰り返して、チラシを配布しながら、全体に呼びかけもさせていただいていることも、一定の効果になっていると考えています。

それと、2点目のLINE等につきましては、ご指摘のように、潜在的にはまだまだあるのではないかと思います。ただ、保護者も見えない、教員も見えないところの中で行われているものですので、本人あるいは関係するグループの友人が報告できるか、訴えられるかという難しさがあると思っておりますので、こういったところもSNSの学校ルールというのをつくっておりますので、そういったものを啓発する中で、子どもたちに学校側から呼びかけていければと思っております。

○委員 確かに、いじめに対する検出能力とか認知能力、対応能力というのは、年々進歩していると感じております。ただ、いじめには、いじめる側がいじめているということを認識しない程度はいじめ。例えば、ちょっとした冷やかし、からかい、そして仲間からその人を除外してしまう。これはいじめる側が自分でいじめ行為だと気づかない程度のことを行っているということがあると思います。

ポスターとか、キャンペーン全てがいじめはだめですよということで、少しずつ生徒たちにも認識が広まっていると思いますが、自分がいじめているのではないという意識に対しての対応も、よろしく願いできればと思います。要望です。

○委員 私は、いじめられた児童生徒への特別な対応状況、あるいは、いじめる生徒への特別な対応状況の1番目にある、スクールカウンセラー等の相談員による継続的なカウンセリングが、いじめ解消という方向への大きなファクターではないかと考えております。相談員によるカウンセリングを全てに対応していないというのが、次の総括表の中に見えるのですけれども、基準といいますか、各学校ごとに共通しているものなのかどうなのでしょうか。

○説明員 先ほどの委員がおっしゃられたとおり、継続性がなかったり偶発的な行為であったり、あるいは謝罪等によりすぐ解決してしまう行為であるといういじめもございます。そういったものに関しましては、スクールカウンセラーが継続してかかわる必要がなく、その場の教員あるいは関係者による謝罪の場面を持つことによって、一定の解消が図れるというところがありますので、あくまでも継続的にカウンセリングを行ったほうがよいと思われるケース、例えばさまざまな子どもに特徴があったり、あるいは家庭環境に課題があったり、本人の特性に課題があったりするもの、そういったものを学校で判断して、子どもとカウンセラーをつないでいくという作業をしていますので、あくまでも基準につきましては、学校に委ねている状況でございます。

○教育長 小学校で4件、中学校で5件増えているのは、これは学校経営におけるいじめの認知力が高まったということだと、評価をいたしております。潜在化している事例はまだあるということですが、これは氷山の一角だと思っています。

そこで質問ですけれども、(2)のいじめの態様で、なかなか顕在化しにくいものとしては②仲間外れ、集団による無視をされる、それから⑧番のSNSの関係です。ここで小学校は②は3件、中学校では2件、それから⑧は中学校で1件認知されているわけですが、②の小学校の3件と中学校の2件、これはなかなか顕在化しにくいです。これはなぜ認知ができたのか。⑧の中学生のSNSの1件がなぜ認知ができたのか。どうでしょうか。

○説明員 まず、仲間外れの小学校につきましては、5ページをごらんいただきたいんですけども、7番、23番、29番が該当するところですが、7番に関しましては、オのアンケートで発見された。それから、23番につきましては養護教諭が発見をした。そして、この29番についてもアンケートで発見したということで、本人が直接訴えることは難しいということで、アンケートの効果があらわれていると思います。

それから、6ページ、12番がPC、携帯の誹謗中傷という件ですが、これは養護教諭に少し相談したいことがあるんだということで、本人から訴えがあり、養護教諭の日ごろのかかわりが早期の発見につながったと捉えているところでございます。

○教育長 ありがとうございます。なかなか顕在化しにくいものを表に出していくということについては、アンケートが有力な手段であ

り、さらに無記名式のアンケートも1回やっています。それとも絡み合わせながら、さらに認知力を高める努力を、教育委員会としてもしていく必要があると思っております。

- 教育長            その他ご質問等ございますか。  
                      特にないようですのでこの報告を受けました。  
                      次に日程第6を議題とします。

(日程第6        平成28年度目黒区立学校における体罰等の実態把握調査の結果について(報告事項))

- 説明員            (資料により説明)  
○教育長            この件についてご質問等はございますか。  
                      特にないようですのでこの報告を受けました。  
                      次に日程第7を議題とします。

(日程第7        平成29年度目黒区教職員等の配置状況について(報告事項))

- 説明員            (資料により説明)  
○教育長            この件についてご質問等はございますか。  
○教育長            学校管理職を含む教職員の多忙化の解消ということが、教育界において大きな問題となっております。そうした中で、全国教育長協議会や特別区教育長会で文部科学省及び東京都に要望をしており、少しずつ手だてを講じ出し始めておりますけれども、まだまだ解決の糸口がつかめていない状況の中で、目黒区は区独自の、一般財源で全て加配をしている部分もあり、一定の努力はされているわけであります。しかし、国を挙げて取り組むべき問題だと思いますし、現場の意見をよく吸い上げていただいて、どういう方法がいいのかというのをまとめて、特別区教育長会あるいは全国都市教育長協議会等に上げていき、国を動かしていかないと、教職員、校長、副校長も含めて、この問題は解決していかないと、思っています。

- 教育長            その他ご質問等ございますか。  
                      特にないようですのでこの報告を受けました。  
                      次に日程第8を議題とします。

(日程第8        平成28・29年度青少年委員の欠員補充にかかる委嘱について)

て（報告事項））

- 説明員 （資料により説明）  
○教育長 この件についてご質問等がございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第9を議題とします。

（日程第9 目黒区めぐろ歴史資料館の臨時休館について（報告事項））

- 説明員 （資料により説明）  
○教育長 この件についてご質問等がございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第9を議題とします。

（日程第10 インフルエンザによる学級閉鎖等の状況について（報告事項））

- 説明員 （資料により説明）  
○教育長 この件についてご質問等がございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。

資料配布  
・学校統合推進課だより（南部・西部地区版）No. 17  
・「目黒区立小学校の英語教育」  
・平成29年度研究指定校等の状況について（訂正）

- 教育長 その他何かございますか。  
○説明員 第16回教育委員会定例会にて報告いたしました平成29年度研究指定校等の状況についてにおきまして、予算額に誤りがございましたので、改めて申し上げます。  
最終ページの4ページ、最終項目8、中学校特別支援教育モデル事業をごらんください。  
下線の引いてあるところございます。こちらの予算は、前回の定例会資料では1,644万7,000円と記載しておりましたが、正しくは、744万7,000円でございます。申し訳ございません。  
○教育長 以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時34分閉会)